

島本町教育委員会 会議録（平成28年第10回 定例会）

日 時	平成28年9月27日（火） 午後2時00分～午後2時50分	
場 所	島本町役場 第四会議室	
出 席 者	岡本教育長、新井委員、中川委員、高岡委員、藤田委員 北河部長、頼田次長兼教育推進課長、川畑次長 （教育総務課）三浦課長、藪内係長、中谷 （教育推進課）畑参事、西井参事 （生涯学習課）吉田課長、大柴主幹 （子育て支援課）齊藤課長	
委 員 及 び 事 務 局 職 員		
欠 席 者		
委 員		
議 題 及 び 議 事 の 趣 旨	第36号議案	平成28年度中学生チャレンジテスト（中学3年生）の結果について
	第37号議案 第13号報告	平成28年度「島本町学習状況調査結果」の公表について 島本町立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正の臨時代理について
	第38号議案 第14号報告	平成28年度教育委員会表彰に係る審査について 懲戒免職処分取消請求控訴事件の確定等について
議 決 事 項	第36号議案、第37号議案、第38号議案	
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり	
そ の 他	傍聴者なし	

教育長

ただいまの出席者は5名で、全員出席であります。

よって平成28年第10回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りします。会議録署名委員は島本町教育委員会会議規則第17条の規定により、高岡委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、会議録署名委員は、高岡委員に決定いたしました。

よろしく願いいたします。

第36号議案「平成28年度中学生チャレンジテスト(中学3年生)の結果について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事

平成28年6月23日に、中学校第三学年を対象に、大阪府チャレンジテストが実施されました。このたびは、島本町全体の調査結果概要を報告し、公表する内容について議決を得るものです。

資料には、町全体の結果概要と分析をお示ししています。

教科別の調査結果については、いずれの教科も府の平均を上回る結果となっています。中でも、数学については、府を4.2ポイント上回る良好な結果となっており、対象学年の強みとも言えます。

2番のアンケート調査では、授業の理解について、肯定的割合が8割以上と高く、こちらの今回の調査結果だけでは見て取れませんが、本対象生の昨年度結果と経年比較すると、どの教科も肯定的割合が伸びていることから、授業改善の成果がうかがえます。

課題方策として、引き続きわかる授業づくりに向けた授業改善と、併せて自学自習力の育成を進めてまいります。

なお、本調査結果については、内容についてのご可決を得たのち、地域・保護者への説明責任を果たすため、町のホームページで公開する予定です。

また、今後、大阪府から市町村別の調査結果が公表される予定であることをご承知願います。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

委員

再度確認させていただきたいのですが、本チャレンジテストの結果は、どのように活用されるのでしょうか。

教育推進課参事 各学校の「評定平均の範囲」を作成するために活用します。具体的には、チャレンジテストにおける大阪府全体の結果と各学校の結果を比べ、その比較に応じた各学校の「評定平均の範囲」が設定されます。

委員 第一中学校、第二中学校で別々に設定されるということでしょうか。

教育推進課参事 その通りです。

委員 各学校のチャレンジテストの結果が大阪府の平均を上回ると、どのような影響が出るのでしょうか。

教育推進課参事 大阪府の平均の評定が3.22と設定されており、チャレンジテストの結果が大阪府の平均を上回ると、その学校の評定平均は3.22よりも高くなります。

委員 同じ5でも各学校によってレベルが違ったものを、大阪府としてレベルを統一しようということでしょうか。

教育推進課参事 その通りです。チャレンジテストは大阪府内の中学校の評定の妥当性をはかるものさしとなります。

委員 授業内容がよくわかるという回答が多いですが、授業改善の内容や工夫はどのようなことを行ったのでしょうか。

教育推進課参事 授業の冒頭に授業のねらいを示し、終わりに達成度の振返りを行うことで、生徒の自主性が高まったことが大きな要因だと考えています。

教育長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(討論なし)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

第37号議案「平成28年度「島本町学習状況調査結果」の公表について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事 資料には、平成28年5月9日に実施いたしました、小学校5年生を対象とした島本町学習状況調査の町全体の結果概要と分析を示して

います。

教科につきまして、国語において、文学的文章における心情の理解については、全国比2.3ポイント高い結果となりました。学校図書館の充実による成果と考え、より充実に努めたいと考えています。

課題といたしましては、説明的文章の要旨などを20文字から30文字程度の文章にまとめる「書く力」について、全国比6.0ポイント低い結果が出ています。

算数においては、学力層を上位からA、B、C、Dと4つに分けたとき、C層とD層の差が大きく、一部の児童に課題があることが見て取れます。算数の数と計算・量と測定・図形・数量関係の4項目のうち、数の計算以外の3項目についてこの課題が当てはまります。つまり、数と計算についての項目は、多くの児童が基本をおさえられているといえるのですが、それ以外の項目については、今後の課題といえます。

次に意識調査についてですが、全てのカテゴリーにおいて、肯定的回答の割合が全国に比して低い結果となりました。学級力については、継続的に大きな課題があります。『学級力』での規律力「私は、あいさつ、服装、持ち物などについて、学校のきまりを守っている。」について特に低いポイント数となっていました。再度、学校全体、全教職員で取り組んでいく体制をすすめていきます。

なお、本調査結果については、内容についてのご可決を得たのち、地域・保護者への説明責任を果たすため、町のホームページで公開する予定です。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

委員

意識調査において、社会に関する評価が先ほどのチャレンジテスト同様低いですが、何か原因があるのでしょうか。

教育推進課参事

教員の指導方法に検討の余地がある結果だと考えています。

委員

意識調査結果が低いことについて、学校だけでなく、家庭とも連携して力の育成する必要があると思うのですが、家庭との連携の取組はされているのでしょうか。

教育推進課参事

家庭学習の充実に努めるため、家庭学習の進め方についての手引き

を作成し、各家庭に配付しています。

委員 先ほどのチャレンジテストでは、中学生の意識は高かったのに対して、小学生の意識が低いのは、この年代の特性なのでしょうか。

教育推進課参事 例年、小学校の意識調査結果は全国平均よりも低い結果となります。対して中学校にあがると年齢とともに主体的になる傾向にあります。小学校の早い段階で主体的になるよう指導していくことが、今後の課題としてあげられます。

委員 今の中学校3年生も、小学校5年生の時は同じように意識調査は低い結果だったのででしょうか。

教育推進課参事 今回の実施分に関しては経年比較ができていませんが、例年同じような傾向にあります。小学校時の意識調査結果は低く、学年を経るごとに上昇してきます。

教育長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(討論なし)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

第13号報告「島本町立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正の臨時代理について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長 改正理由につきまして、現在当該規則において、小学校の就学始期に達しない子どもを持つ府費負担の教職員が、当該子の保育所等への送迎により勤務時間の割振り変更が必要となった場合は、それを認める特例規定が設けられています。

このたび、大阪府教育庁から「府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」の一部改正の通知があり、府立学校において当該子の「保育所等への送迎」のみではなく「養育」まで規定の

適用対象が拡大されることとなったことから、これに準じ、町立小中学校の府費負担教職員に係る本町規則におきましても一部改正を行ったものです。

また、今回の改正により30分早出勤務の制度が新たに導入されましたが、その制度取得については学校運営に影響が出ないよう、「公務の運営に支障がない場合に限り」という文言を付け加える改正を行いました。

改正内容につきましては、当該規則第4条の2及び同条第1号において所要の文言改正を行うものです。

施行日につきましては、平成28年9月1日です。

なお、本来であれば規則の一部改正につきましては総務・債権管理課の法規審査終了後、教育委員会議の議決を経て公布となりますが、当該規則については、大阪府の「府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」の一部改正（平成28年9月1日施行）に併せて一部改正を行うものであり、大阪府規則の改正にかかる通知が平成28年8月25日付けであり、施行日となる9月1日までの間に教育委員会議を開催するいとまがなかったため、緊急やむをえない事情であると判断し、教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、教育長が臨時処理をさせていただいたものです。

教育長

ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。

委員

大阪府からの通知が遅いと思うのですが、よくあることなのでしょうか。

教育総務課長

時にはあります。

なお、大阪府からは事前に改正予定についての連絡はあり、本町でも改正の準備はできていました。しかし、最終的な手続きについては、大阪府での決定以後でないとできないため、このような日程となったものです。

教育長

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長

ないようでございますので、報告を承ったものといたします。

教育長

お諮りします。

第38号議案及び第14号報告につきましては、人事案件でござい

ますので、教育委員会会議規則第15条の規定により、秘密会とすることによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようでございますので、秘密会とすることに決しました。

 この際、暫時休憩いたします。

 (休憩)

教育長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

 第38号議案「平成28年度教育委員会表彰に係る審査について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長 教職員表彰につきましては、「該当者なし」となっています。

 次に、児童生徒表彰につきましては、島本町教育委員会表彰規程第4条第3号「その他教育委員会が表彰するのが適当であると認めるもの」に該当するとして、学校長から3名と2団体を推薦いただきました。

 ①の生徒は、「平成28年度第62回全日本中学校通信陸上競技大阪大会」の1年女子100mで第二位となり、「平成28年度第65回近畿中学校総合体育大会陸上競技の部」に出場し、優勝という成績を収めました。②の団体は、「平成28年度第62回大阪中学校優勝卓球大会男子団体」で第二位となり、「平成28年度第65回近畿中学校総合体育卓球の部」に出場し、第3位という成績を収めました。③の団体は、「第4回全日本ダンスコンクール 西日本大会」で金賞を獲得し、「第4回全日本ダンスコンクール」に出場し、銅賞という成績を収めました。④の生徒たちは、「平成28年度大阪中学校テニス選手権大会(男子ダブルス)」に出場し、優勝という成績を収めました。

 最後に教育功労者表彰につきましては、島本町教育委員会表彰規程第5条第2号「生涯学習の活動において特に優秀な功績をあげたもの」に該当するとして、学校長から1名を推薦いただきました。

 ⑤の方は、学校安全ボランティアとして長年にわたって児童の登下校を見守り、通学路上の危険から子どもたちを守り続け、さらにはボランティアの立場から学校安全などについて意見や提言をしていただいております。学校運営や学校教育の向上に寄与されています。

教育長 これより、本案に対する質疑を行います。
 質問のある方は挙手願います。

委員 教育功労者表彰について、長年ボランティア等に携わっていただいている方は、他にもたくさんいらっしゃると思うのですが、今回1名のみということで、基準はどのようになっているのでしょうか。

教育総務課長 5年以上従事していただいている方を対象としています。なお、表彰辞退される方や、町の功労者表彰を受賞済みの方は対象とならないため、今回は1名のみとなったものです。

委員 教職員表彰について、数年該当者がいませんが、基準が厳しいのでしょうか。

教育総務課長 基準は一定あり、その基準に基づいて学校長から推薦いただいています。

委員 授業改善等していただいている先生方もいらっしゃると思うので、表彰することでその方々のモチベーションアップにもつながると思うのですが、表彰は難しいのでしょうか。

次長兼教育推進課長 先進的な研究実施などの取組をされていると判断しやすいですが、教員全員が教育に励んでいる中で、特定の教員だけ表彰することはなかなか難しいのではないかと思います。

教育長 他にございませんか。
 （「なし」の声あり）

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。
 それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
 （「異議なし」の声あり）

教育長 ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。
 この際、暫時休憩いたします。
 （一部事務局職員退室）

教育長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
 第14号報告「懲戒免職処分取消請求控訴事件の確定等について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

次長 〔懲戒免職処分取消請求控訴事件の確定等について説明〕

教育長 ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。

(質疑応答内容非公開)

教育長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、報告を承ったものといたします。

この際、暫時休憩いたします。

(一部事務局職員入室)

教育長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上をもちまして、本日の議事は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成28年第10回教育委員会定例会を閉会いたします。